



発行 東京都

目次

41

規程（下水）

- 東京都下水道局分課規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都下水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都下水道局電子署名規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都下水道局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都下水道局職員懲戒分限審査委員会規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局企業職員の在宅勤務等手当に関する規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都下水道局水洗便所助成規程の一部を改正する規程……………七

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第四号

東京都下水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

東京都下水道局分課規程の一部を改正する規程

東京都下水道局分課規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表総務部の部総務課の項中第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

八 局の機構に関すること。

九 局事務事業の効率的執行に関すること。

十 政策連携団体等に関すること。

十一 財政援助団体等監査の資料の調整に関すること。

第三条の表総務部の部企画調整課の項中第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、第三号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 デジタルトランスフォーメーション及び業務プロセスの最適化の推進に関すること。

七 スタートアップ関連事業に係る企画及び調整に関すること。

第三条の表総務部の部企画調整課の項中第二号の次に次の二号を加える。

三 経営の基本及び経営計画に関すること。

四 行政評価の実施に関すること。

第三条の表総務部の部理財課の項第一号中「経営計画及び」を削り、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを削り、同表職員部の部人事課の項第三号を次のように改める。

三 職員のキャリア形成支援、人材の確保・育成に関すること。

別表第一中「財政調整担当課長」を「組織・団体調整担当課長、DX推進担当課長」に、「研修・コンプライアンス推進担当課長」を「キャリア形成支援専門課長」に、「及び下水道設備維持管理専門課長」を「下水道設備維持管理専門課長及び水質検査技術運用専門課長」に改める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第五号

東京都下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

東京都下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程

東京都下水道局庁舎管理規程(昭和五十年東京都下水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表中

庁	舎	庁舎管理者	を
雑司が谷庁舎	舎	庁舎管理者	に改
		経 理 部 長	

める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第六号

東京都下水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

東京都下水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局長が行う情報公開事務に関する規程(平成十一年東京都下水道局管理規程第四十号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式から第四号様式まで及び第九号様式中「海浜幕張」を「海浜幕張」に改める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第七号

東京都下水道局電子署名規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

東京都下水道局電子署名規程の一部を改正する規程

東京都下水道局電子署名規程(令和六年東京都下水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第三条の表総務部の部企画調整課の項第三号及び第四号」を「第三条の表総務部の部企画調整課の項第五号及び第八号」に改める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第八号

東京都下水道局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

東京都下水道局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程(平成六年東京都下水道局管理規程第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

附 則

この規程は、令和八年五月二十一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第九号

東京都下水道局職員懲戒分限審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

東京都下水道局職員懲戒分限審査委員会規程の一部を改正する規程

東京都下水道局職員懲戒分限審査委員会規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十号

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の前の見出し中「方が有利な」を削り、同条中「の規定による号給が」を「において」に、「に達しない職員については、当該下位の区分を用いた場合に得られる号給をもつて」を「は別に定めるものとし、」に改める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十一号

東京都下水道局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

東京都下水道局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局非常勤職員の報酬等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「一万分の一万九百二十」を「一万分の一万八百六・二五」に改める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十二号

東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「、自動車」の下に「（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。）」を加える。

第三条の三第二号中「以上」を「（第三条の七に定める交通の用具の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が第三条の八に定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に次項第一号に定める額を加算した額）以上」に改め、同条第三号中「未滿」を「（駐車場等利用職員にあつては、その額に次項第一号に定める額を加算した額）未滿」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第二号又は第三号に掲げる職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（前項第二号の適用を受ける職員を除く。）の通勤手当の額は、

第三条第一項、次条第一項及び第三条の五第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 駐車場等に係る通勤手当 支給対象期間につき、五千円を超えない範囲内で一月当たりの駐車場等の料金に相当する額として第三条の九に定める額に支給月数を乗じて得た額
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第三条第一項、次条第一項及び第三条の五第一項の規定による額

第三条の五第四項第一号中「この項において」を削る。

第三条の六中「額及び」を「額、」に、「をそれぞれ」を「及び第三条の三第二項第一号に定める額をそれぞれ」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(駐車場等に係る通勤手当が支給される交通の用具)

第三条の七 第三条の三第一項第二号に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるもの(次条において「自動車等」という。)とする。ただし、都及びこれに準ずる者の所に属するものを除く。

- 一 原動機付自転車及び自動車
 - 二 前号に掲げるもののほか、局長が特に承認する交通の用具
- (駐車場等の要件)

第三条の八 第三条の三第一項第二号に規定する要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 勤務所の周辺又は通勤経路若しくはこれに準ずるものとして局長が認める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- 二 職員が自転車を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分とが同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。

三 その利用について職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は東京都下水道局企業職員の給与に関する規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十五号。以下「給与規程」という。)第三十二条第一項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして局長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると局長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、局長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第三条の九 第三条の三第二項第一号に規定する第三条の九に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が五千円を超える場合にあつては、五千円)とする。

- 一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
- イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
- ロ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によつて定めた期間に限る。)が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 局長が定める額
- 二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

第四条第一号中「変更した場合」を「変更し、」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「離職し」を「離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)第一条第一項に規定する東京都の休日)に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い東京都の休日でない日を含む。)」に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)をし」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 駐車場等の利用の開始、変更又は終了により、通勤のために負担する駐車場等の料金に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

第四条の三第一項中「又は第二号」を「から第三号まで」に改め、同条第二項中「又は第二号」を「から第三号まで」に改め、同項第二号中「通勤手当の額」の下に「(駐

車場等の料金を含む。)を加える。

第四条の四第一項及び第二項中「第四条第三号」を「第四条第四号」に改める。

第四条の五第一項中「第四条第四号」を「第四条第五号」に改める。

第五条第一項第二号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 駐車場等の利用の開始、変更又は終了により、通勤のために負担する駐車場等の料金に変更があつた場合

第九条中「東京都下水道局企業職員の給与に関する規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十五号)」を「給与規程」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第3条関係)

職員の区分	1 2及び3 以外の職員			2 通勤不便 な勤務所に 勤務する職 員	3 身体に障 害を有する 職員
	円	円	円		
自転車の 片道の使用距離の区分					
5キロメートル未満	2,600	3,900	4,500		
5キロメートル以上10キロメートル未満	3,000	5,300	6,200		
10キロメートル以上15キロメートル未満	5,200	8,400	9,900		
15キロメートル以上20キロメートル未満	7,300	11,400	13,600		
20キロメートル以上25キロメートル未満	9,500	14,400	17,200		
25キロメートル以上30キロメートル未満	11,600	17,300	20,900		
30キロメートル以上35キロメートル未満	11,600	18,700	24,500		
35キロメートル以上40キロメートル未満	13,800	21,300	28,100		
40キロメートル以上45キロメートル未満	13,800	23,900	31,900		
45キロメートル以上50キロメートル未満	15,600	27,000	35,400		
50キロメートル以上55キロメートル未満	16,200	30,200	38,800		
55キロメートル以上60キロメートル未満	17,900	33,300	42,200		
60キロメートル以上65キロメートル未満	18,400	36,400	45,600		
65キロメートル以上70キロメートル未満	20,100	39,700	49,800		
70キロメートル以上75キロメートル未満	21,800	43,000	54,000		
75キロメートル以上80キロメートル未満	23,500	46,300	58,200		
80キロメートル以上85キロメートル未満	25,200	49,600	62,400		
85キロメートル以上90キロメートル未満	26,900	52,900	66,600		
90キロメートル以上95キロメートル未満	28,600	56,200	70,700		
95キロメートル以上100キロメートル未満	30,300	59,500	74,800		
100キロメートル以上	32,000	62,800	78,900		

一 職員が育児、介護等の事情により滞在する親族（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七條の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナースhip宣言制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナースhipに関する制度による証明を受けたパートナースhip関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの又は二親等内の親族をいう。）の住居

第二条に次の一号を加える。

三 職員が異動等に伴い転居した場合の転居前の住居

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十四号

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年東京都下水道局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第一号中「一万分の一万五百六十」を「一万分の一万四百五十」に、「一万分の一万四千三百九十九」を「一万分の一万四千二百四十九」に改め、同項第二号中「一万分の二万三千五百」を「一万分の二万二千五百」に改め、同項第三号中「一万分の二万七千五百」を「一万分の二万五千五百」に改め、同項第四号中「一万分の二万五百」を「一万分の一万九千」に改め、同項第五号中「一万分の九千八百四十」を「一万分の九千七百三十七・五」に、「一万分の一万九千」を「一万分の一万八千」に改め、同項第六号中「一万分の九千九百六十」を「一万分の九千八百五十六・二五」に、「一万分の一万八千」を「一万分の一万七千」に改め、同項第八号中「一万分の六千二

百三十」を「一万分の六千百十八・七五」に改め、同項第九号中「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千二百二十八・七五」に、「一万分の八千」を「一万分の七千五百」に改め、同項第十号中「一万分の五千四百」を「一万分の五千二百八十七・五」に、「一万分の七千五百」を「一万分の七千」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十五号

東京都下水道局水洗便所助成規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

東京都下水道局水洗便所助成規程の一部を改正する規程

東京都下水道局水洗便所助成規程（昭和四十六年東京都下水道局管理規程第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四十八万六千円」を「五十四万円」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 一筒月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

